

公安委員会に対する申出制度について

～ 猟銃等の所持者に関する相談や情報をお寄せください～

近年、銃砲や刀剣類を使用した事件や、不適正な取扱いが原因となる事故等が相次いで発生しています。

このような事件・事故を防止し、適切な対応を行うとともに、県民のみなさんの不安を解消するため、銃砲刀剣類所持等取締法には『公安委員会に対する申出制度』が規定されています。

申出制度とは

たとえば

夫はライフル銃を持っているが、酒に酔うと暴れて手がつけられない
隣の家の旦那さんは散弾銃を持っているが、奥さんとのケンカが絶えない
職場の同僚は空気銃を持っているが、意味不明な言動が最近目立つ
など、所持している猟銃等を使って、「犯罪を犯したり、事故や自殺するおそれがある」といった情報を広く収集し、猟銃等の所持許可の厳格な審査や所持されてる方への適切な指導を行うための制度です。

申出の窓口

- ・ 奈良県警察本部 生活安全企画課 保安係
- ・ 各警察署、交番及び駐在所

申出の方法

直接窓口に来ていただくほか、文書又は電話等でも行っていただくことができます。申出の際には次の事項をおうかがいします。

- ・ 申出者の住所、氏名及び連絡先等
- ・ 申出の対象となる人(銃砲等をお持ちの方)の住所、氏名等
- ・ 申出の内容と対象となる人との関係
- ・ その他参考となる事項

「あの人大丈夫？」と不安に感じたらご相談ください。

【問い合わせ先】

奈良県警察本部 生活安全企画課 保安係
0742 - 23 - 0110 (内線3045)